

第 2 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 令和8年2月17日(火)午後2時00分

場 所 津市一志庁舎 2階 第1会議室

出席部会委員 7 野田 清太・14 池山 允敏・15 宮本 政春・16 中村 高之
17 西森 偉統・18 結城 晋三・20 諸戸 善昭・22 中野 たつ子
以上8名

欠席部会委員 6 田口 慶則 24 岡田 勇樹

出席部会員外委員

議 長 第2農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 辻岡事務局長・加賀事務局次長・小谷主事

総合支所 久居：若松主査 一志：田中主事
白山：岸岡担当主幹 美杉：谷担当主幹

議事録署名者 14 池山 允敏・17 西森 偉統

事 項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について(所有権移転)

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について(所有権移転)

議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について(賃貸借権、使用貸借) <別冊>

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号2、地区 久居、申請地 久居井戸山町行成、登記地目・現況地目とも畑、面積 532㎡ 外1筆、合計面積 2,082㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

番号3、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣木地屋、登記地目 田、現況地目 畑、面積 961㎡ 外2筆、合計面積 1,052㎡。

譲受理由は営農拡大のため、譲渡理由は労力不足のためです。

以上、件数は3件、合計面積は3,428㎡で、その内訳は、田が1,255㎡、畑が2,173㎡でございます。

これらの案件につきましては、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件など、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、お願いします。

野田委員 7番、野田でございます。番号1と2についてご説明します。2月9日に諸戸部会長、中野委員、地元推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。

番号1について説明いたします。現場は昔の苗場ということで、小区画の田が集まっているところです。売手は高齢で後継者もないということで縮小を図っております。問題はないものと思われま

す。2番でございますが、売手は高齢で後継者もなく、規模縮小を図っております。また、受け手は隣接の畑をもう既に耕作しており、今回規模拡大を図るということで、隣接地の田や畑を購入するものでございます。何ら問題はないものと思われま

議長 3番、お願いします。

結城委員 18番、結城です。3番について説明いたします。

9日に地元推進委員、事務局で現地を確認いたしました。渡人は遠方で耕作するのがもう難儀と、近くで農業してみえる方に売却をしたいということで、よろしく申し上げます。以上です。

議長 地元委員の説明がございましたが、皆さんからのご意見がありましたら。どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 では、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>17ページをお願いいたします。</p> <p>議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可取消願について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 高岡、申請地 一志町高野清水田、登記地目・現況地目とも田、面積 119㎡ 外8筆、合計面積 1,111㎡。</p> <p>この案件につきましては、令和7年8月20日付にて許可を受けましたが、払下げした土地を含めて再度申請をするため、許可の取消願が提出されております。</p> <p>以上、件数は1件、合計面積は1,111㎡で、すべて田でございます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局の説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番、お願いします。</p>
池山委員	<p>14番、池山です。2月9日に地元推進委員と宮本委員、それに事務局で見てまいりました。水路と畦畔が含まれていなかったということで、一旦許可を受けたものを一度取り下げて、改めて申請し直すということで現場確認しております。</p>
議 長	<p>地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見がありましたらお受けいたします。</p>
部会委員	<p><一同 意見なし></p>
議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p><一同 異議なし></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については承認することと決定します。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）を議題とします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>18ページをお願いいたします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、申請地 久居北口町駒ヶ谷、登記地目・現況地目とも畑、面積 448㎡ 外1筆、合計面積 896㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。</p>

パネル設置面積は404.3㎡、パネル設置率は45.1%になります。
農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 久居、申請地 戸木町笠取、登記地目・現況地目とも畑、面積 6,392㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

一体利用地を含めた総面積11,029㎡の内、パネル設置面積は5,445.5㎡、パネル設置率は49.3%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 高岡、申請地 一志町高野清水田、登記地目・現況地目とも田、面積 119㎡ 外21筆、合計面積 1,202.99㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。

パネル設置面積は422.3㎡、パネル設置率は35.1%になります。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

20ページをお願いいたします。

番号4、地区 倭、申請地 白山町上ノ村平野、登記地目・現況地目とも田、面積 243㎡。

これにつきましては、申請地を庭用地とするものです。

農地区分は第1種農地であり、原則転用を許可しない農地と位置づけられておりますが、集落に接続して設置される住宅用地のため、不許可の例外に該当するものと判断されます。

番号5、地区 多気、申請地 美杉町丹生俣木地屋、登記地目 田、現況地目 山林、面積 297㎡ 外10筆、合計面積 6,425㎡。

これにつきましては、申請地を山林とするものです。

昭和41年頃に山林とした旨の始末書の提出がありますことから、これを追認しようとするものです。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

21ページをお願いいたします。

以上、件数は5件、合計面積は15,158.99㎡で、その内訳は、田が2,725.99㎡、畑が12,433㎡でございます。

これらの案件につきましては、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いします。
1番、お願いします。

野田委員 7番、野田です。議案第3号の1番について説明をいたします。

2月9日に諸戸部会長、中野委員、推進委員4名、久居事務局で見てまいりました。現場は現在植林され、木も相当大きくなっていて、耕作をする状況ではございません。特に問題はないものと思われまます。以上でございます。

議 長	2番、お願いします。
事 務 局	<p>久居事務局です。2番を説明させていただきます。</p> <p>2月9日の日に喜多会長、諸戸部会長、田口委員、地元推進委員3名と、あと本庁の事務局からも来ていただきまして、現地確認のほうをさせていただきました。現地のほうではもうほぼ耕作はされていない状況で、特に周辺農地等もないために、太陽光に転用されても特段問題はないものという形での現地確認をさせていただきました。以上です。</p>
議 長	3番、お願いします。
池山委員	14番、池山です。2月9日に地元推進委員と宮本委員、事務局で確認しております。一旦許可を出したものをもう一度、払下げを含めて上がってまいりましたのでよろしく願いいたします。以上です。
議 長	4番、お願いします。
中村委員	16番、中村です。2月9日に岡田委員、西森委員、中村と推進委員と事務局で見てまいりました。場所は_____の東側で、そこに整備されておる土地でした。別に問題ないと思います。
議 長	5番、お願いします。
結城委員	18番、結城です。多気、5番について説明をいたします。9日に地元推進委員と事務局で現地を確認いたしました。受人は木材業で専門にやっておられる方で、健全な木材を造ることで営業をしておられる方でございます。始末書の写真の添付もされておるといふことでございます。以上です。
議 長	地元委員より説明がございましたが、皆さんのほうから意見がありましたらお伺いします。どうですか。よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議 長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任についてを議題とします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>
事 務 局	<p>22ページをお願いします。</p> <p>議案第4号 農地利用最適化推進委員の辞任についてでございます。</p> <p>令和8年1月14日に、_____地区、河芸町の_____地区でございます</p>

が、農地利用最適化推進委員、_____委員から辞任願が会長あてに提出されました。

農業委員会等に関する法律第23条では、「推進委員は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て推進委員を辞任することができる。」と規定されております。

なお、_____委員は健康上の理由とのことでありまして、正当な事由と判断して差し支えないものと思われまます。

本日承認をいただきましたら、本日、令和8年2月17日付をもって辞任ということになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは、ご審議をお願いします。皆さんいかがでしょうか。

野田委員 これは承認してから、また再度選任になるの。選任というか。

事務局 まずは承認をいただきましたら本日付で辞任ということになりまして、また再度、当初の改選のときの農業委員さん、推進委員さんの募集のときと同じで、おおむね1か月間は募集をしなければならないとなっております、公募ですので、ホームページで公募をさせていただくこととなります。

議 長 よろしいですか。それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました案件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 この案件につきまして、承認することといたします。
次に、別冊としてお配りいたしました議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）を議題とします。
事務局、説明願います。

事務局 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による意見書の提出について（賃貸借権、使用貸借）でございます。
それでは、1ページから11ページをお願いいたします。
件数は56件、合計面積は133,335㎡で、その内訳は、田が127,454㎡、畑が5,881㎡でございます。
意見の提出については、農地中間管理機構は、促進計画の対象となる農地であるときは農業委員会、市町村へ意見を聴取することとなっております。
農業委員会は、賃借権等の設定を受ける者が農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する全部効率利用要件、農作業常時従事要件、農地所有適格法人であるかなどの要件を満たしているかを確認し、意見書を提出します。
また、市は促進計画の内容が地域計画の達成に資するものとなっているかを確認し、意見書を提出します。
今回提出させていただきました促進計画につきましては、農地中間管理事業

の推進に関する法律第18条第5項第2号及び3号に規定する要件を満たしていると考えます。

最後に、今回の促進計画のうち、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当します案件がございますので、ご審議いただくに当たりましてご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりましたが、初めに農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限に該当する案件について、先にさせていただきます。
委員の番号47から50です。一時退室をお願いします。

< 退 室 >

議長 それでは、この4件について、皆さん、よろしいか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました4件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 ありがとうございます。この案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。
入室をお願いします。

< 入 室 >

議長 それでは、議事参与の制限に該当しない案件につきましてご審議をお願いします。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました件について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 これらの案件につきましては適正であると認め、農地中間管理機構に意見書として提出することといたします。
以上で、本部会に付議されました議案の審議はすべて終了いたしました。
これをもちまして、第2回第2農地部会を閉会します。

午後2時23分

上記は、第2回第2農地部会の議事を録したものである。

令和8年 月 日

議事録署名者 _____

議事録署名者 _____

